

指定管理者制度適用施設の概要・制度適用方法

1 施設の概要

(1) 米子市万能町駐車場

ア 名称	米子市万能町駐車場（以下「万能町駐車場」という。）
イ 所在地	米子市万能町87番地
ウ 構造	平面自走式駐車場（屋外）
エ 総面積	3,428.71平方メートル
オ 供用開始日	昭和63年4月1日（県営駐車場としては昭和46年度）
カ 収容台数	自動車116台
キ 施設の設置目的	米子駅にほど近い米子市万能町に位置し、米子駅周辺地区に駐車場を設置することで、同地区の駐車施設不足を解消し、路上駐車 の減少による交通混雑の緩和、道路交通の円滑化、さらには、来 街者の利便性の向上を図り、もって、都市機能を維持、増進させ ることを目的として設置されている。
ク 施設の現状	通勤者や周辺の商業施設利用者等に広く利用されている。令和2 年度中に、老朽化した上屋等の撤去及び街灯の新設工事を行っ た。周辺住民による定期利用及び近隣ホテル利用者の利用が旺盛 で、安定的な黒字運営ができていたが、新型コロナウイルス感染 症の影響及び近隣に安価な時間貸し駐車場が増加傾向であるこ とから利用者、収入が漸減している。
ケ 施設の運営状況 （令和2年度）の 概要	(ア) 利用台数 普通駐車 17,078台 定期駐車 13,893台 (イ) 使用料収入額 15,152千円 (ウ) 管理運営費（建物損害保険料等市が直接支出したものを除 く。） 2,976千円

(2) 米子駅前地下駐車場及び米子駅前地下駐輪場

ア 名称	米子駅前地下駐車場（以下「地下駐車場」という。） 米子駅前地下駐輪場（以下「地下駐輪場」という。）
イ 所在地	米子市弥生町2番地
ウ 構造	鉄筋コンクリート造 地下2階2層 自走式（～H29までは機械式）
エ 総面積	7,907.49平方メートル
オ 供用開始日	地下駐車場 平成8年4月22日 ※機械式撤去後 令和元年8月1日 地下駐輪場 平成8年6月11日

カ 収容台数	地下駐車場 自動車 102台 地下駐輪場 自転車 1,000台 (自転車 980台、原動機付自転車 20台)
キ 施設の設置目的	地下駐車場は、米子駅前に駐車場を設置することで、周辺地区の駐車施設不足を解消し、路上駐車による交通混雑の緩和、道路交通の円滑化、さらには、来街者の利便性の向上を図り、もって、交通結節点としての都市機能を維持、増進させることを目的として設置されている。 地下駐輪場は、米子駅前に駐輪場を設置することで、周辺地区における自転車等の放置を防止し、安全性及び美観の確保、さらには、来街者の利便性の向上を図り、もって、交通結節点としての都市機能を維持、増進させることを目的として設置されている。
ク 施設の現状	地下駐車場は、JR等利用者、通勤者、周辺の商業施設利用者等に広く利用されている。また、駅前渋滞緩和のために、入場から30分間を無料としている。 令和元年8月に機械式駐車設備の撤去等の改修工事が完了し、完全自走式の駐車場としてリニューアルオープンした。その後、順調に利用者、収入とも上昇傾向であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者、収入が半減している。 地下駐輪場は、JR等利用者、通勤・通学者、周辺の商業施設利用者等に広く利用されている。
ケ 施設の運営状況 (令和2年度)の概要	(ア) 利用台数 (定期駐輪は契約件数。) 地下駐車場 普通駐車 70,007台 定期駐車 2,622台 地下駐輪場 一時駐輪 11,392台 定期駐輪 1,168件 (イ) 駐車料金 (保管料金) 収入額 地下駐車場 10,056千円 地下駐輪場 6,711千円 (ウ) 管理運営費 (建物損害保険料等市が直接支出したものを除く。) 地下駐車場 23,335千円 地下駐輪場 12,668千円

2 制度適用方法

(1) 指定の期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日（5年間）

(2) 業務の範囲及び管理の基準（主なもの）

ア 施設等の運営

イ 施設等の維持管理

ウ 施設等の利用の許可

- ・ 指定管理者は、市長の承認を受けて、供用時間（入出場時間）の変更が可能
- ・ 指定管理者は、使用許可事務を代行
- ・ 使用料等については、別途徴収を委託（指定管理者は、使用料等をその収入として収受することはできない）

エ 利用の促進

(3) 管理業務の処理体制

職員の適正配置のほか体制の整備。なお、施設には、統括責任者1人を、これを補佐する者1人を置き、地下駐車場及び地下駐輪場の営業時間内には、地下駐車場及び地下駐輪場それぞれに、常時1名以上の職員を常駐させなければならない。

(4) 市が直接行う業務

ア 市に専属的に付与された行政処分（目的外使用の許可など）

イ 市が主催する事業の企画及び実施

(5) 管理業務の処理に必要な経費

指定管理者は、管理業務の処理に必要な経費を、指定管理料によって賄う。

(6) その他の条件

特になし